



福島県報

目次

訓令

○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県訓令第十四号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十二年三月三十日

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県知事 佐藤 雄平

本庁 機関
出先 機関

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。
第二条第十一号中「企画支援部長」を「企画連携部長」に、「短期大学校長及び職業能力開発校長」を「テクノアカデミー短期大学校長及びテクノアカデミー職業能力開発校長」に改める。
第五条の二の見出しを「(安全管理監の専決事項)」に改め、同条中「行政組織規則第二十二條の二の表の上欄に掲げる職にある者及び」を削り、「第二十二條の三」を「第二十二條の二」に、「[担当理事等]」を「単に[安全管理監]」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 訓令の制定及び改廃並びに重要な公示、公告、告示及び公表の決定
- 二 国、地方公共団体等に対する重要な意見の具申、協力の要請、要望の提出等並びに重要な申請書、報告書等の提出、受理及び進達
- 三 国、地方公共団体等との重要な協議をし、及び協定を締結し、並びにこれらの団

体等からの重要な意見を聴取し、承認、通知、指示、勧告、命令等を受理し、及び協議、協力の要請、あつせん等に応じること。

四 安全管理監の内国旅行命令

五 安全管理監の超過勤務及び休日勤務の命令並びに特殊勤務実績の確認

六 安全管理監の週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更

七 安全管理監の代休日の指定

八 安全管理監の年次有給休暇の届出の受理及び時季変更の通知

九 安全管理監の事務代決者の指定

第五条の三第二項第四号中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改め、同項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 超勤代休時間の指定

第八条第一号の表中「政策監」の下に「食産業振興監」を加え、「担当理事等」を「安全管理監」に改める。

別表第一の1の表部長及び局長の専決事項の欄19及び政策監、部次長及び局長の専決事項の欄11中「半日勤務時間の割振り変更」を「4時間の勤務時間の割振り変更」に改め、同表課長及び室長の専決事項の欄31中「第7条」を「第4条」に改め、同欄33中「半日勤務時間の割振り変更」を「4時間の勤務時間の割振り変更」に改め、同欄43を44とし、42を43とし、41を42とし、40を41とし、39を40とし、38を39とし、37を38とし、36を37とし、35を36とし、34を35とし、33の次に次のように加える。

34 課員及び室員の超勤代休時間の指定

別表第一の1の表備考7中「42及び43」を「43及び44」に改め、同表備考7を同表備考8とし、同表備考6中「41から43」を「42から44」に改め、同表備考6を同表備考7とし、同表備考5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 政策監、部次長及び局長の専決事項の欄に規定する事項のうち、農林水産

部長が定める事項については、行政組織規則第22條の3に規定する食産業振興監が専決できるものとする。この場合において、同欄9中「部次長、局長、部参事、局参事」とあるのは「食産業振興監及び部参事」と、同欄15中「政策監、部次長及び局長」とあるのは「食産業振興監」と読み替えるものとする。

別表第一の2の表地方振興局長の専決事項の欄20中「半日勤務時間の割振り変更」を「4時間の勤務時間の割振り変更」に改め、同欄28を29とし、27を28とし、26を27とし、25を26とし、同欄24中「26」を「27」に改め、同欄24を同欄25とし、同欄23を24とし、22を23とし、21を22とし、20の次に次のように加える。

21 地方振興局長の専決事項の割振り変更の指定

別表第一の2の表備考1中「24及び26から28」を「25及び27から29」に改め、別表第一の3の表保健福祉事務所及び保健所の部長の専決事項の欄15中「半日勤務時間の割振り変更」を「4時間の勤務時間の割振り変更」に改め、同欄24を25とし、23を24とし、22を23とし、21を22とし、20を21とし、同欄19中「21」を「22」に改め、同欄19を同欄20とし、同欄18を19とし、17を18とし、16を17とし、15の次に次のように加える。

- (21) 第16条第1項の規定による届出の受理
- (22) 第16条第2項の規定による届出の受理
- (23) 第16条第3項の規定による届出
- (24) 第16条第5項の規定による通知の受理
- (25) 第16条第6項の規定による協議
- (26) 第17条第1項の規定による措置命令
- (27) 第17条第4項の規定による同条第2項の期間の延長及びその旨の通知
- (28) 第17条第5項の規定による措置命令
- (29) 第17条第6項の規定による原状回復等及び措置命令並びに同項後段の規定による公告
- (30) 第17条第7項の規定による報告の徴収、立入検査及び立入調査
- (31) 第18条第2項の規定による同条第1項本文の期間の短縮
- (32) 第19条第1項の規定による指定
- (33) 第19条第2項の規定による意見の聴取
- (34) 第20条第1項の規定による提案の受理
- (35) 第20条第2項の規定による提案の受理
- (36) 第20条第3項の規定による通知
- (37) 第21条第1項の規定による通知
- (38) 第21条第2項の規定による

環境
部長

標識の設置

- (39) 第22条第1項の規定による許可
- (40) 第22条第3項の規定による条件の付加
- (41) 第22条第4項の規定による協議の受理
- (42) 第23条第1項の規定による原状回復命令及び措置命令
- (43) 第23条第2項の規定による原状回復等及び措置命令並びに同項後段の規定による公告
- (44) 第24条第1項の規定による損失補償
- (45) 第24条第2項の規定による協議
- (46) 第24条第3項の規定による申請
- (47) 第26条の規定による措置命令及び勧告
- (48) 第27条第1項の規定による指定の解除
- (49) 第27条第2項の規定による指定の解除
- (50) 第27条第3項で準用する第21条第1項の規定による通知
- (51) 第28条第1項の規定による指定
- (52) 第28条第2項の規定による意見の聴取
- (53) 第29条第1項の規定による提案の受理
- (54) 第29条第2項の規定による提案の受理
- (55) 第29条第3項の規定による通知
- (56) 第30条第1項の規定による通知
- (57) 第30条第2項の規定による

標識の設置

58 第31条第1項の規定による許可

59 第31条第2項で準用する第22条第3項の規定による条件の付加

60 第31条第2項で準用する第22条第4項の規定による協議の受理

61 第32条第1項で準用する第23条第1項の規定による原状回復命令及び措置命令

62 第32条第1項で準用する第23条第2項の規定による原状回復等及び措置命令並びに同項後段の規定による公告

63 第32条第2項で準用する第24条第1項の規定による損失補償

64 第32条第2項で準用する第24条第2項の規定による協議

65 第32条第2項で準用する第24条第3項の規定による申請

66 第34条の規定による措置命令及び勧告

67 第35条第1項の規定による指定の解除

68 第35条第2項の規定による指定の解除

69 第35条第3項で準用する第30条第1項の規定による通知

70 第36条第1項の規定による協定の締結及び管理
71 第37条第2項の規定による意見書の受理
72 第38条の規定による認可
73 第40条で準用する第37条第2項の規定による意見書の受理

74 第40条で準用する第38条の規定による認可

75 第42条第3項で準用する第37条第2項の規定による意見書の受理

76 第42条第3項で準用する第38条の規定による認可

77 第42条第3項で準用する第40条で準用する第37条第2項の規定による意見書の受理

78 第42条第3項で準用する第40条で準用する第38条の規定による認可

79 第43条の規定による届出の受理

80 第44条第1項の規定による台帳の作成及び保管

81 第45条の規定による報告の徴収

82 第74条第4項の規定による協議の同意

83 第78条第2項の規定による勧告、助言及び援助

84 第82条第2項の規定による意見書の受理

85 第83条第1項の規定による認可

86 第83条第2項の規定による協議の同意
87 第83条第3項の規定による公告、縦覧及び明示
88 第84条第2項で準用する第82条第2項の規定による意見書の受理
89 第84条第2項で準用する第83条第1項の規定による認可
90 第84条第2項で準用する第83条第2項の規定による協議の同意

<p>定による変更許可 (病院を開 設した者が病床数を増加する 場合及び病床種別を変更する 場合を除く。)</p> <p>(2) 第7条第3項の規定による 許可 (新たに病床を設置する 場合を除く。) 及び変更許可 (診療所を開設した者が病床 数を増加する場合及び病床種 別を変更する場合を除く。)</p> <p>(3) 第12条第1項ただし書の規 定による許可</p> <p>(4) 第12条第2項の規定による 許可 (管理している病院等と 管理しようとする病院等とが 保健所、郡山市又はいわき市 の所管区域を異にする場合に 限る。)</p> <p>(5) 第12条第2項の規定による 許可 ((4)に規定する場合を除 く。)</p> <p>(6) 第16条ただし書の規定によ る許可</p> <p>(7) 第18条ただし書の規定によ る許可</p> <p>(8) 第27条の規定による検査及 び許可証の交付</p> <p>(9) 第46条の4第5項の規定に よる仮理事の選任</p> <p>(10) 第46条の4第6項の規定に よる特別代理人の選任</p> <p>2 医療法施行規則 (昭和23年厚 生省令第50号) の施行に關する 次に掲げること。</p> <p>(1) 第30条の32の2第2項の規 定による病床数の算定</p> <p>(2) 第30条の33第2項及び第3 項の規定による利用者数等の</p>	(保健 所長)	<input type="radio"/>									
<p>推定</p> <p>3 死体解剖保存法 (昭和24年法 律第204号) の施行に關する次 に掲げること。</p> <p>第19条第1項の規定による許 可</p> <p>4 福島県臨床検査技師修学資金 貸与条例 (昭和43年福島県条例 第24号) の施行に關する次に掲 げること。</p> <p>(1) 第2条の規定による契約の 締結</p> <p>(2) 第5条第1項の規定による 契約の解除</p> <p>(3) 第5条第2項の規定による 貸与の休止</p> <p>(4) 第6条の規定による返還債 務の免除</p> <p>(5) 第7条の規定による返還債 務の免除</p> <p>(6) 第9条の規定による返還の 猶予</p>	<input type="radio"/>										
<p>別表第二の5の表健康衛生線等の巡回療育看護の項中「医療看護課」や「地域医療課」</p> <p>「</p> <p>2 保健師助産師看護師法 (昭和23 年法律第203号) の施行に關する 次に掲げること。</p> <p>(1) 第8条の規定による准看護師 の免許 (福島県外及び保健所を 設置する市に在住する者に係る ものを除く。(3)において同じ。)</p> <p>」</p>	<input type="radio"/>	や	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(保健)					

設置する市に在住する者に係るものを除く。(3)において同じ。)

〔所長〕
○

に改め、同項中4から6までを削り、7を4とし、8を5とし、9

を6とし、10を削り、同表備考2中「医療看護課」を「地域医療課感染・看護部」に改め、別表第二の7の表生産流通総室の部農産物安全課の項を削り、同部農産物流通課の項中「農産物流通課」を「農産物安全流通課」に改め、同項中2を4とし、1を2とし、同項に同項1及び2として次のように加える。

- 1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)の施行に関する次に掲げること。
 - (1) 第14条第2項の規定による登録認定機関として行う生産行程管理者の認定及び認定の取消し
 - (2) 第19条の14第1項又は第2項の規定による指示
 - (3) 第19条の14第4項の規定による措置命令
 - (4) 第19条の14の2の規定による公表
 - (5) 第20条第3項の規定による報告の徴収及び立入検査
 - (6) 第21条の2第1項の規定による申出の受付
 - (7) 第21条の2第2項の規定による調査
- 2 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)の施行に関する次に掲げること。
 - (1) 第7条の3第1項の規定による制

〔農業総合センター所長〕
○

〔企画部長〕
○

○

告

- (2) 第7条の3第2項の規定による措置命令
- (3) 第52条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査

○

○

別表第二の7の表農村整備総室の部農村計画課の項中

(72) 第112条の規定による

を

(72) 第112条の規定による

公告

〔水改良事務所及び場整備事務所所長〕
○

○

公告

〔水改良事務所〕
○

○

に改め、同部農村振興課の項中

〔用水〕

土地改良法の施行に関する次に掲げること。
第118条第1項の規定による土地への立入り、測量及び検査

〔農村整備部長〕
○

〔用水改良事務所長〕
○

き

- 受理
- (12) 第43条第2項で準用する第39条第1項の規定による裁定
 - (13) 第43条第2項で準用する第39条第4項の規定による意見の聴取
 - (14) 第43条第3項の規定による通知及び公告

○

○

○

土地改良法の施行に
けること。

1 土地改良法の施行に関する次に掲げること。
第118条第1項の規定による土地への立入り、測量及び検査

〔農村整備部長〕
○

〔用水改良事務所長〕
○

に

別表第二の7の表農村整備総室の部農村環境整備課の項中

(1) 第118条第1項
土地への立入り、

改め、回頁に次のように記載。

2 農地法の施行に関する次に掲げること。

- (1) 第36条第1項の規定による申請の受理
- (2) 第36条第2項の規定による調停
- (3) 第36条第3項の規定による意見の聴取及び調停案の作成
- (4) 第36条第4項の規定による勧告
- (5) 第37条の規定による申請の受理
- (6) 第38条第1項の規定による通知及び意見書の提出の機会の付与
- (7) 第39条第1項の規定による裁定
- (8) 第39条第4項の規定による意見の聴取
- (9) 第40条第1項の規定による通知及び公告
- (10) 第41条の規定による承認
- (11) 第43条第1項の規定による申請の

〔農業振興普及部長〕
○

関する次に掲

「

土地改良法の施行に
けること。

(1) 第118条第1項
土地への立入り、

の規定による
測量及び検査

〔農村整備部長〕
○

〔用水改良事務所長〕
○

関する次に掲

の規定による
測量及び検査

に改め、回頁農業環境課

